

2 実質基準

前述の「1 形式基準」に適合していると認められた申請会社に対し、株券上場審査基準第5条、いわゆる“実質基準”に定める次の(1)から(5)までの項目について審査を行います。

実際の審査においては、申請会社へのヒアリング等を通じて基準への適合状況を確認します。

株券上場審査基準第5条の体系及び対応する主な審査項目

《株券上場審査基準第5条》	《株券上場審査基準の取扱い5（要約）》
(1) 企業の成長性 高い成長の可能性を有していること	高い成長の可能性を有していると認められる事業を営んでいること
(2) 企業内容、リスク情報等の開示の適切性 企業内容、リスク情報等の開示を適切に行うことができる状況にあること	(a) 経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適切に開示することができる状況にあること。また、内部者取引等の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されていること
	(b) 企業内容の開示に係る書類が法令等に準じて作成されており、かつ、申請会社及びその企業グループの業種・業態の状況を踏まえて、適切に記載されていること
	(c) 関連当事者その他の特定の者との間の取引行為又は株式の所有割合の調整等により、申請会社の企業グループの実態の開示を歪めていないこと
	(d) 親会社等を有している場合、申請会社の経営に重大な影響を与える親会社等に関する事実等の会社情報を、投資者に対して適時、適切に開示できる状況にあること
(3) 企業経営の健全性 事業を公正かつ忠実に遂行していること	(a) 関連当事者その他の特定の者との間で、原則として、取引行為その他の経営活動を通じて不当に利益を供与又は享受していないこと
	(b) 役員相互の親族関係、その構成、勤務実態又は他の会社等の役員等との兼職の状況が、役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないこと
	(c) 親会社等を有している場合、企業グループの経営活動が当該親会社等からの独立性を有する状況にあること
(4) 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性 コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され、機能していること	(a) 役員適正な職務の執行を確保するための体制が相応に整備され、適切に運用されている状況にあること
	(b) 経営活動を有効に行うため、その内部管理体制が相応に整備され、適切に運用されている状況にあること
	(c) 経営活動の安定かつ継続的な遂行及び内部管理体制の維持のために必要な人員が確保されている状況にあること
	(d) 実態に即した会計処理基準を採用し、かつ、必要な会計組織が、適切に整備、運用されている状況にあること
	(e) 法令等を遵守するための有効な体制が、適切に整備、運用され、また、最近において重大な法令違反を犯しておらず、今後においても重大な法令違反となるおそれのある行為を行っていないこと
(5) その他公益又は投資者保護の観点から名証が必要と認める事項	(a) 株主の権利内容及びその行使の状況が、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること
	(b) 経営活動や業績に重大な影響を与える係争又は紛争等を抱えていないこと
	(c) 主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生していないこと
	(d) 反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し、当該関与の防止に努めていること及びその実態が公益又は投資者保護の観点から適当と認められること
	(e) その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること

(1) 企業の成長性(株券上場審査基準第5条第1項第1号)

申請会社の企業グループ*が、高い成長の可能性を有しているか否かについて審査します。具体的には、以下に掲げる基準に適合するかどうかを検討します。

※「申請会社の企業グループ」とは、申請会社並びにその子会社及び関連会社をいいます。

申請会社の企業グループが高い成長の可能性を有していると認められる事業を営んでいること。

【株券上場審査基準の取扱い5(1)a】

【審査のポイント】

この基準に基づく審査では、申請会社の企業グループの事業計画等の内容及びその進捗状況などをもとに、当該企業グループが高い成長の可能性を有していると認められる事業を営んでおり、当該事業の推進によって、今後においてグループ全体の経営成績が良好となる見込みがあるかを確認します。

具体的には、名証は、申請会社がセントレックスの適合条件である高い成長性を有しているか否かに係る主幹事証券会社の評価を前提に、申請会社及びその企業グループの高い成長の実現に向けて策定した事業計画（年度及び中期計画）が客観的かつ合理的に策定されており、かつ、その遂行によって今後において売上高や利益の高い伸長が見込まれるか否かについて審査します。

実際の審査においては、申請会社の企業グループの事業計画が、そのビジネスモデル、事業環境、リスク要因、経営資源の状況等について、客観的に分析した適切な前提条件に基づき合理的に策定されているかを確認します。この際、利益計画、販売計画、仕入・生産計画、人員計画、設備投資計画、資金計画などの各計画に整合性があるかどうかについても確認します。

また、当該事業計画を策定するための社内体制が、自社の成長ステージ等に合わせて相応に整備され、適切に運用されているかを、計画策定時に実際に使用した帳票やヒアリング等に基づき確認します。

その上で、当該事業計画を遂行するために必要な人的資源等の経営資源の整備の見込みや計画の進捗状況などをもとに、申請会社の企業グループの損益及び収支が良好となる見込みがあるかを確認します。

(2) 企業内容、リスク情報等の開示の適切性

(株券上場審査基準第5条第1項第2号)

申請会社が、その企業グループにかかる企業内容、リスク情報等の開示を適切に行うことができる状況にあるか否かについて審査します。

具体的には、以下に掲げる基準に適合するかどうかを検討します。

(a) 新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適切に開示することができる状況にあると認められること。また、内部者取引等の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

【株券上場審査基準の取扱い5(1)bの(a)】

【審査のポイント】

この基準に基づく審査では、セントレックスへの上場にあたって、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであること、内部者取引等（インサイダー取引）が金融商品市場全体の信用を毀損する行為であることを充分にご認識いただき、申請会社が上場後において、投資者の投資判断に重要な影響を与える会社情報を適時、かつ適切に開示できる体制を有しているか、また、インサイダー取引の未然防止体制が整備されているかを確認します。

具体的には、法定開示やタイムリーディスクロージャー等を適時適切に行うための体制について、開示すべき重要な会社情報等を誰がどのように把握し、収集・管理しているか、また収集した会社情報を開示するためにどのような社内手続きを実施しているかなどの点について確認します。

また、自社グループの業績動向等を的確に把握するための予算及び実績の管理方法についても確認します。管理方法や精度は申請会社の事業活動の内容や規模などによって異なると考えられますが、少なくとも公表された業績予想に修正の必要があるかどうか、修正の必要がある場合にはどのような修正をするのかが把握できる体制を構築していることが求められます。

次に、内部者取引等（インサイダー取引）の未然防止体制について、申請会社が内部情報の管理や内部者取引の防止に関する規程を有しているか、またその内容が適切なものか、役員・従業員等の会社関係者に対するインサイダー取引防止のための研修を実施する予定はあるか、上場後において会社関係者が行う自社株式の売買に係る事前届出時の確認が適切に行われているか等といった点などを確認します。

なお、この基準に基づく審査では、会社情報の公表予定時刻前のウェブサイトへの掲載に係るセキュリティ確保の状況についても併せて確認します。

適時開示が求められる会社情報について、自社ウェブサーバ内の公開ディレクトリ（自社ウェブサーバ内のフォルダのうちインターネットを介して外部者からのアクセスが可能なフォルダをいいます。）に保存しようとするときは、T D n e tを利用して当該会社情報が開示されたとき以後に保存する、又は、開示がされる前に保存する場合はパスワードなどによりアクセス制御を行うなど、外部者が当該資料に容易にアクセスできないよう適切な対策を講じる必要があります。従って、公表予定時刻より前に外部者がその情報に容易にアクセスできるような場合には、外部者が当該情報を利用した取引を行うことにより、金融商品市場の公正性が著しく損なわれるおそれがありますので、適切な対策が講じられているか確認します。

また、自社ウェブサイトへの会社情報の掲載手順について、社内でルール化した上で周知徹底されているかについても確認します。

(b) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものについて、法令等に準じて作成されており、かつ、次のイからハまでに掲げる事項その他の事項が、新規上場申請者及びその企業グループの業種・業態の状況を踏まえて、適切に記載されていると認められること。

イ 新規上場申請者及びその企業グループの財政状態・経営成績・資金収支の状況に係る分析及び説明、関係会社の状況、研究開発活動の状況、大株主の状況、役員・従業員の状況、配当政策、公募増資の資金使途等の投資者の投資判断上有用な事項

ロ 新規上場申請者の事業年数の短さ、累積欠損又は事業損失の発生の状況、特定の役員への経営の依存、他社との事業の競合状況、市場や技術の不確実性、特定の者からの事業運営上の支援の状況等の投資者の投資判断に際して新規上場申請者のリスク要因として考慮されるべき事項

ハ 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に係る次の(イ)から(ニ)までに掲げる事項

(イ) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項の内容

(ロ) 許認可等の有効期間その他の期限が法令又は契約等により定められている場合には、当該期限

(ハ) 許認可等の取消し、解約その他の事由が法令又は契約等により定められている場合には、当該事由

(ニ) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生していない旨及び当該要因が発生した場合に事業活動に重大な影響を及ぼす旨

【株券上場審査基準の取扱い5(1)bの(b)】

【審査のポイント】

この基準に基づく審査では、投資者の投資判断の拠り所となる開示資料等を、申請会社が法令等に照らして適正に作成しているかどうか、また、その開示資料等の中で、企業内容やリスク情報といった投資判断上有用な情報が正確に、かつ分かり易く記載されているかを確認します。

具体的には、「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」を主な審査資料として審査を進めていきます。

まず、これが法令等（開示府令等）に準じて適正に作成されているかどうかを確認します。その上で、事業内容やリスク情報といった内容が適切に記載されているかどうかを審査します。

事業内容やリスク情報については、申請会社が成長過程にあり、高い成長可能性、技術力を有する企業であるという状況を踏まえ、他社事例等を参考として、投資判断上有用と考えられる事項、特に投資者の投資判断に際してリスク要因として考慮されるべき事項に

ついて、正確に、かつ分かりやすく記載されていることが求められます。

また、申請会社の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項が存在する場合は当該事項の内容、許認可等の有効期間や期限がある場合は当該期限、許認可等の取消し等が法令等に定められている場合は当該事由、企業グループの主要な事業活動の前提となる事項の継続に支障を来す要因が発生していない旨及び当該要因が発生した場合に事業活動に重大な影響を及ぼす旨を記載していただくことになります。

申請会社が「親会社等」を有している場合には、申請会社は取引関係等を通じて親会社等から様々な影響を受けることが考えられるため、親会社等との取引関係等の情報は、投資者にとって有用な投資情報となります。そのため、親会社等との取引関係等について、申請会社に及ぼす影響の重要性に応じて、その内容が分かりやすく記載されているかどうかを確認します。

記載に誤りがあると認められる場合等には、資料を訂正していただくことになりますが、訂正の内容が重要と認められるものや、誤りの原因が申請会社の意図的なもの、訂正あるいは申請会社の開示資料を作成する手続き等の改善が容易にできないものである場合には不適合となります。

また、審査の中で、投資者に分かりやすい開示となるよう記載内容の充実を要請することもあります。

(c) 新規上場申請者の企業グループが、その関連当事者その他の特定の者との間の取引行為又は株式の所有割合の調整等により、新規上場申請者の企業グループの実態の開示を歪めていないこと。

【株券上場審査基準の取扱い5(1)bの(c)】

【審査のポイント】

この基準に基づく審査では、申請会社の企業内容等の開示の内容を意図的に歪めるような取引行為や傘下の会社への出資の調整が行われていないかどうかを確認します。

具体的には、関連当事者その他特定の者との間の取引において、不自然な内容が認められないかを確認します。例えば、明らかに申請会社の企業グループの財務諸表等を良く見せることだけを目的としたもの（いわゆる「押し込み販売」による決算期末近くの売上計上など）が認められた場合には不適格となります。

また、申請会社の企業グループの出資構成等を確認し、例えば業績の悪化している子会社や関連会社を連結対象や持分法適用対象からはずすために、申請会社がその子会社や関連会社の株式の所有割合を調整しているような場合には、申請会社の企業グループの状況が適切に開示されるよう、出資構成の改善を求める場合もあります。

(d) 親会社等を有している場合、申請会社の経営に重大な影響を与える親会社等に関する事実等の会社情報を、投資者に対して適時、適切に開示できる状況にあること。

【株券上場審査基準の取扱い5(1)bの(d)】

【審査のポイント】

この基準に基づく審査のポイントは、後述する「○親会社等を有している場合 (2)親会社等の開示の有効性」(93頁)を参照して下さい。

(3) 企業経営の健全性(株券上場審査基準第5条第1項第3号)

申請会社の企業グループが、事業を公正かつ忠実に遂行しているか否かについて審査します。

具体的には、次に掲げる基準に適合するかどうかを検討します。

(a) 新規上場申請者の企業グループが、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、その関連当事者その他の特定の者との間で、原則として、取引行為その他の経営活動を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること。

イ 新規上場申請者の企業グループとその関連当事者その他の特定の者との間に取引が発生している場合において、当該取引が取引を継続する合理性を有し、また、取引価格を含めた取引条件が新規上場申請者の企業グループに明らかに不利な条件でないこと。

ロ 新規上場申請者の企業グループの関連当事者その他の特定の者が自己の利益を優先することにより、新規上場申請者の企業グループの利益が不当に損なわれる状況にないこと。

【株券上場審査基準の取扱い5(1)cの(a)】

【審査のポイント】

この基準に基づく審査では、申請会社の企業グループが関連当事者等に対して取引行為などを通じて不当に利益を供与するなど、会社（株主）の利益を流出させていないかどうかを確認します。

ここでいう「取引行為」としては、営業取引、資金取引、不動産等の賃借取引、工業所有権の使用に関する取引等が挙げられ、申請会社の企業グループが直接に取引行為を行っていないくとも、間接的に取引行為を行っているようなもの、また、正当な対価がなく単にサービスとして業務を提供することにより、利益獲得の機会を逸しているようなものも審査対象となります。

これをどのように確認するのか、そのポイントを次に概説します。

申請会社の企業グループが関連当事者等との間で取引行為を行っている場合、まず、その取引行為の開始経緯などから、その行為を行うことに申請会社の企業グループとしての合理性を有しているかどうかを、次にその取引条件の決定方法や当該条件の推移から、適正な取引であるかどうかを検討します。

ここでのポイントは、取引条件が第三者との比較において適正と認められる場合であっても、その取引行為の存在自体に合理性、必然性がない場合には、ここでいうところの利益供与とみなす場合があるということです。

また、申請会社の企業グループと関連当事者等との取引が、申請会社の企業グループにとって明らかに有利な条件であったとしても、申請会社の企業グループがその利益を享受することで、当該関連当事者等の申請会社の企業グループへの影響力が著しく高まるリスクがあれば、健全性を損なう取引であるとみなすこともあります。

この基準に基づく審査の際に、利益供与とみなされる取引行為等であるかどうかの判断の一つのポイントは、例えば申請会社の経営者の方々が、個人としてではなく、申請会社の企業グループとしての利益を第一に考えたときに、その取引行為等を正当なものとして合理的に説明可能かという点です。

特に、いわゆるオーナー企業の場合、非上場の時代には所有と経営が一致した状態であるため、会社にとって必要な取引なのかオーナー個人にとって必要な取引なのかを意識しなくてもあまり問題となることはないかもしれませんが、多数の一般株主を有する上場会社となる以上は、会社資産とオーナー等の個人資産とを適切に峻別するとともに、取引行為等を行う際には一般株主を含めた株主の利益に適うものであることが求められます。

以上を踏まえ、申請会社の企業グループが関連当事者等との取引を行う場合には、組織的に慎重な検討のうえ、行っていただく必要があります。

また、関連当事者等との取引が生じていない場合や既存の取引に合理性や条件の妥当性が認められる場合でも、上場後に合理性のない取引や条件に妥当性のない取引が行われることがないように、申請会社が関連当事者等との取引に対する適切な認識（注意する必要性が高い取引であるという認識）を有しているか、適切に牽制する仕組みを有しているかどうかについて確認します。

これは、申請会社がセントレックスへの上場によりパブリックカンパニーになることから、広く一般の株主に対して利益を還元しなければならないという考え方に基づくものであり、これについては本則市場と何ら変わることはありません。

なお、「支援目的」で申請会社に有利な条件で取引等を行っている場合には、不適格とはしませんが、適切にその内容を開示していただくことになります。

ただし、申請会社の企業グループがその利益を享受することで、当該関連当事者等の申請会社の企業グループへの影響力が著しく高まるような場合には、不当な利益供与であるとみなすことになります。

その他、経営者が関与する取引（経営者自らが営業して獲得した案件・企画した案件や、例外的に経営者が決裁を行っている案件等）については、一般的に社内からの牽制が効きにくく、不正につながる懸念もあります。したがって、そうした取引に対しても組織的に検討が行われ牽制機能が発揮されるような適切な体制が整備されているかどうか、また実際に行われた取引が不適切なものでないかどうかについて確認します。

(b) 新規上場申請者の役員の相互の親族関係、その構成、勤務実態又は他の会社等の役員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないと認められること。この場合において、新規上場申請者の取締役、会計参与又は執行役その他これらに準ずるものの配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役、監査等委員又は監査委員その他これらに準ずるものに就任しているときは、有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。

【株券上場審査基準の取扱い5(1)cの(b)】

【審査のポイント】

この基準に基づく審査では、申請会社の役員の状況が、公正、忠実かつ十分な職務の執行又は有効な監査を損なう状況にないかを確認します。

具体的には申請会社の役員の構成に偏り（同族色が強いなど）があることにより、特定のグループへ有利な判断がなされるなど、申請会社の意思決定が歪められる可能性が高い場合、また、申請会社の役員が他の会社の役員等を兼務していることにより、申請会社の取締役会の開催、日常の業務執行等において機動的かつ適正な意思決定に支障が生じる可能性が高い場合にはこの基準に抵触することになります。

これをどのように確認するか、そのポイントを次に概説します。

はじめに、同族色の強い役員構成の場合においては、同族役員の申請会社における影響力が強いことが想定されるため、各同族役員の就任経緯及び管轄業務、当該一族との関連当事者取引の状況等を踏まえ、申請会社の利益よりも同族役員の利益を優先するような傾向にないかどうかを検討します。特に同族の役員が取締役の半数を占めるようなケースについては、取締役会の議事の決議に際して、同族取締役が及ぼす影響が大きいため、審査の進め方はより慎重なものとなります。

また、監査役、監査等委員又は監査委員については、その機能を考える場合に、同族関係を有する方の就任は避けていただくことが望ましいといえます。特に取締役、執行役又は会計参与（会計参与が法人である場合はその職務を行うべき社員）の配偶者、二親等内の血族及び姻族が監査役、監査等委員又は監査委員に就任している場合は、自己監査とみなし、形態をもって有効な監査の実施が損なわれる状況と判断します。

次に、申請会社の役員が他の会社等の役員等と兼職関係にある場合については、まず、取締役会への出席状況などから、当該役員がその求められる監督機能を十分発揮しているかどうかを確認するとともに、常勤役員については、その業務の執行の機動性が損なわれていないかどうかを確認します。

当該兼職先と申請会社が取引関係を有するような場合にあっては、その取引条件の決定

の手続きの状況などを踏まえ、申請会社が不利益を被るような決定となっていないか慎重に検討することとなります。そして、仮にそのような決定が行われるような状況にあることが認められる場合には、兼職の解消などを要請することもあります。

上記の観点から、申請会社の代表者が他の上場会社の代表者を兼職することについては、慎重に対応していただくことが必要です。

また、申請会社の企業経営の健全性に関連して、まれに親会社等の役職員が申請会社へ出資しているケース、親会社等の役職員へ新株予約権を付与しているケースが見られます。申請会社の事業運営に直接関わりのない親会社等の役職員による出資等は、経営責任の明確化やインセンティブ付与といった合理性・必然性に乏しいことから、審査においては慎重に対応することとしています。

なお、申請会社の取締役の構成について、親会社等の役職員と兼職又は親会社等から出向している取締役の合計人数が、取締役会（委員会設置会社においては各委員会を含む）の半数以上を占める場合や常勤役員が出向者である場合などは、申請会社の自由な事業活動や経営判断を阻害される恐れがあることから、慎重に取り扱うこととなります。

(c) 親会社等を有している場合には、経営活動が当該親会社等からの独立性を有する状況にあること。

【株券上場審査基準の取扱い5(1)cの(c)】

【審査のポイント】

この基準に基づく審査のポイントは、後述する「○親会社等を有している場合 (1)親会社等からの独立性」(90頁)を参照して下さい。

(4) 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性

(株券上場審査基準第5条第1項第4号)

申請会社の企業グループにおけるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が、企業規模や成熟度等に照らして適切に整備されているか否かについて審査します。

具体的には、次に掲げる基準に適合するかどうかを検討します。

(a) 新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。

イ 新規上場申請者の企業グループの役員の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。この場合における上場審査は、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第31条から第33条までの規定に定める事項の遵守状況を勘案して行うものとする。

ロ 新規上場申請者の企業グループにおいて、効率的な経営の為に役員の職務の執行に対する牽制及び監査が実施され、有効に機能していること。

【株券上場審査基準の取扱い5(1)dの(a)】

【審査のポイント】

この基準に基づく審査では、機関設計及び役員構成を中心に申請会社の企業グループが適切なコーポレート・ガバナンスの体制を構築し、また当該体制が有効に機能しているかを確認します。

具体的には、申請会社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を踏まえ、現在の体制を採用している経緯、役員構成の状況等を確認します。

これをどのように確認するか、そのポイントを次に概説します。

審査においては、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」や各種社内規程等をもとに、取締役会、監査役会（又は監査委員会、指名委員会等）、会計監査人の設置状況、各役員の職務及び相互の牽制関係等を確認し、経営活動に係る意思決定が一部の役員のみによって行われるなど組織的な意思決定を阻害するような状況にないか、各役員がその職責に応じた業務執行・監督を充分に行うことができるかなどを判断することとなります。

また、監査役会（又は監査委員会、監査等委員会）については、そのコーポレート・ガバナンスにおける重要性を鑑み、常勤監査役に対する面談などを通じて、日常の監査業務の内容とその取組状況を確認します。

なお、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の「企業行動規範」

の項目では、上場会社として遵守すべき行動規範を定めていますが、申請会社も同規則第31条から第33条までに掲げられた機関の設置及び取組み等を行う必要があります。

また、「企業行動規範」では、上場会社として望まれる事項の中で、「上場内国会社は、取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならない」（同規則第42条の4）と定めています。上場審査では独立役員の構成に関する方針（独立役員の人数、取締役・監査役の別等）を確認し、取締役である独立役員を確保していない場合には、確保の方針及びその取組状況等を確認するとともに、確認した取組状況のコーポレート・ガバナンスに関する報告書への記載を要請します。特に関係の強い親会社等を有する場合、同族色の強い取締役構成の場合には、その確保に向けた具体的な計画を確認します。

その他、コーポレートガバナンス・コード（以下「コード」といいます。）に関して、「企業行動規範」の上場会社として望まれる事項として、「上場会社は、別添「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨・精神を尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めなければならない」（同規則第42条の3）と定めています。また、上場会社として遵守すべき事項として、上場会社に、コードの各原則を実施するか、実施しない場合にはその理由をコーポレート・ガバナンスに関する報告書において説明することを義務付けています（同規則第31条の3）。上場審査では、コードに関して、上場申請時に提出されるコーポレート・ガバナンスに関する報告書（ドラフト）の記載状況（コードの各原則を実施しない理由の説明の記載有無、コードの各原則に基づく開示事項の記載有無）を確認します。

【企業行動規範に定められた内容（第31条から第33条）】

① 上場会社の機関（第31条）

上場内国会社は、次に掲げる機関を置かなければならない。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役会、監査等委員会又は指名委員会等（会社法第2条第12号に規定する指名委員会等をいう。）
- (3) 会計監査人

② 独立役員の確保（第31条の2）

上場内国会社は、一般株主保護のため、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役[※]又は社外監査役^{※※}）を1名以上確保しなければならない。

※ 「社外取締役」とは、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であって、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。

※※ 「社外監査役」とは、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であって、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。

（注1）申請会社は独立役員を上場日までに確保し、独立役員の確保状況を記載した「独立役員届出書」を上場日にTDnetで名証に提出する必要があります。なお、当該届出書は公衆縦覧に供されます。

（注2）独立役員は、社外取締役又は社外監査役のうち、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者である必要があります。以下のaからdまでに掲げる「独立性基準」のいずれかに該当している場合には、

独立役員として届け出ることができませんので、これらの要件等に関して懸念がある場合には、主幹事証券会社等を通して事前にご相談ください。

- a. 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者
- b. 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- c. 最近において次の（a）から（c）までのいずれかに該当していた者
 - （a） a 又は b に掲げる者
 - （b） 当該会社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあつては、監査役を含む。）
 - （c） 当該会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 次の（a）から（f）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
 - （a） a から前 c までに掲げる者
 - （b） 当該会社の会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）
 - （c） 当該会社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあつては、業務執行者でない取締役又は会計参与を含む。）
 - （d） 当該会社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあつては、監査役を含む。）
 - （e） 当該会社の兄弟会社の業務執行者
 - （f） 最近において（b）、（c）又は当該会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあつては、業務執行者でない取締役）に該当していた者

③ コーポレートガバナンス・コードを実施するか、実施しない場合の理由の説明（第31条の3）

上場内国会社は、別添「コーポレートガバナンス・コード」の各原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を第19条に規定する報告書において説明するものとする。この場合において、「実施するか、実施しない場合にはその理由を説明する」ことが必要となる各原則の範囲については、次の各号に掲げる上場会社の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本則市場（当取引所に上場する株券にかかる市場のうちセントレックスを除いた市場をいう。）の上場会社（第2号に該当する上場会社を除く。）

基本原則・原則・補充原則

- (2) セントレックスの上場会社及び国内の他の金融商品取引所の本則市場以外の市場の上場会社

基本原則

（注）「コーポレートガバナンス・コード」については、名証ホームページに掲載されている「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」にて内容をご確認ください。

④ 公認会計士等（第32条）

上場内国会社は、当該上場会社の会計監査人を、有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等として選任しなければならない。

⑤ 業務の適正を確保するために必要な体制整備（第33条）

上場内国会社は、当該上場会社の取締役、執行役又は理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他上場内国会社の業務並びに当該上場内国会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（会社法第362条第4項第6号、同法第399条の13第1項第1号ハ若しくは同法第416条第1項第1号ホに規定する体制の整備又はこれらに相当する体制の整備をいう。）を決定するとともに、当該体制を適切に構築し運用しなければならない。

(b) 新規上場申請者及びその企業グループが経営活動を有効に行うため、その内部管理体制が、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。

イ 新規上場申請者の企業グループの経営活動の効率性及び内部牽制機能を確保するために当たって必要な経営管理組織が、相応に整備され、適切に運用されている状況にあること。

ロ 新規上場申請者の企業グループの内部監査体制が、相応に整備され、適切に運用されている状況にあること。

【株券上場審査基準の取扱い5(1)dの(b)】

【審査のポイント】

この基準に基づく審査では、申請会社の企業グループが上場会社として経営活動を適切かつ継続的に行っていくために、十分な管理組織が整備、運用されているかどうか、効率的な経営活動を行う一方で事故、不正、誤謬をある程度未然に防止し、不測の損失を防ぐなど適切な対応ができる状況にあるかどうかを確認します。

具体的には、経営管理の具体的方策、管理状況や社内諸規則の内容が、申請会社の規模や事業内容、成長ステージ等に照らして相応なものであるかどうか、という点を確認します。また、不正や誤謬を防止することができるような内部牽制が機能する組織及び規程となっているかといった点も審査のポイントとなります。

さらに、これらの組織運営や規程の遵守状況についてチェックを行う内部監査機能についても、申請会社の規模等に照らして相応なものであるかなどを確認することとなります。この際に留意すべきポイントは、内部監査が公正かつ独立の立場から実施可能な体制が構築できているか、ということです。内部監査の専門の組織を有する場合は、当該組織が特定の事業部門に属していないかを確認します。また、専門の組織を有せず、内部監査を担当する人員を定める場合は、当該担当者の属する部門に対する内部監査が、自己監査とならないよう手当てされているか等を確認します。また、監査業務の一部について外部の専門機関を利用する場合は、計画・監査内容の策定や改善方法の決定等を申請会社が行うなど、主体的に内部監査を実施していることが必要です。

また、申請会社の企業グループが、経営者その他個人による観測や思惑のみに依拠することなく組織的に事業計画を策定できる体制を整えているかという点についても、この基準に基づく審査項目となります。具体的には、事業計画の策定を所管する部門の陣容（人員、役割分担の状況等）、計画の前提条件となる各種情報の収集・取りまとめ方法、その事業計画への反映方法、経営陣を含めた関係者・部門間での調整の内容・方法等、合理的な事業計画を策定するための社内体制（社内規程等を含む。）が、企業グループの成長ステージ等に合わせて相応に整備され、適切に運用されているかを、計画策定時に実際に用いた帳票類に基づき、確認します。

- (c) 新規上場申請者の企業グループの経営活動の安定かつ継続的な遂行及び内部管理体制の維持のために必要な人員が確保されている状況にあると認められること。
- (d) 新規上場申請者の企業グループがその実態に即した会計処理基準を採用し、かつ、必要な会計組織が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。
- (e) 新規上場申請者の企業グループにおいて、その経営活動その他の事項に関する法令等を遵守するための有効な体制が、適切に整備、運用され、また、最近において重大な法令違反を犯しておらず、今後においても重大な法令違反となるおそれのある行為を行っていない状況にあると認められること。

【株券上場審査基準の取扱い5 (1) dの(c)～(e)】

【審査のポイント】

これらの基準に基づく審査では、申請会社の経営組織の維持・管理に必要な人員を確保できる状況にあるか、適切な経理処理を実施することができるか、コンプライアンス（法令遵守）のための体制が整っているか等の観点から、申請会社のコーポレート・ガバナンス体制の有効性を確認します。

人員面については、従業員の数、異動（新規採用や退職等）の状況、出向者の受け入れ状況（出向元との関係、出向者への依存状況）等から、申請会社が、第三者に依拠することなく独立して事業を運営するために必要な人員の確保が図られているか、経営管理組織を安定的に維持することができる体制となっているかを確認します。

経理面については、まず、申請会社が採用している売上計上基準等をはじめとする会計処理基準が申請会社の実態に即したものであるか否か、その運用が恣意的なものとなっていないか否か等について、申請会社の経理規程等に定められている会計基準を踏まえ、申請会社の会計監査人の見解も参考にしながら確認します。

また、当該会計基準や社内規程上の手続きに基づいて実務が適切に処理されているかどうかを、実務で用いられる帳簿等のサンプル等を利用して確認します。

コンプライアンス面については、まず申請会社の企業グループの経営活動に関する法規制、監督官庁等による行政指導の状況を確認します。その上で、当該法令等を遵守するための体制として、内部監査、監査役監査等の監査項目に経営活動に関する法規制等の項目が反映されているかどうかについて確認を行ないます。

また、最近において法令違反を犯した場合や、法令違反の恐れがある行為を行っているような場合には、当該違反に伴う法的瑕疵の治癒状況及び再発防止体制の整備状況について慎重に確認を行なうことになります。

なお、上場後に適用となる財務報告に係る内部統制報告制度についても対応準備を進めていただく必要があります。会社の規模・業種、上場申請のタイミング等に応じて、その会社に適した準備計画を策定し、上場後に内部統制報告書の提出ができる体制を構築していただく必要があります。

(5) その他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項

(株券上場審査基準第5条第1項第5号)

上記で述べた事項の他、申請会社及びその企業グループの株券の上場にあたって、公益又は投資者保護の観点から必要と認められる事項について確認します。

具体的には、次に掲げる基準に適合するかどうかを検討します。

(a) 株主の権利内容及びその行使の状況が、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。

イ 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと。

ロ 新規上場申請者が買収防衛策を導入している場合には、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第37条各号に掲げる事項を遵守していること。

【株券上場審査基準の取扱い5(1)eの(a)】

【審査のポイント】

この基準に基づく審査では、申請会社が申請対象となる普通株以外に種類株を発行している場合や買収防衛策を導入している場合などにおいて、普通株主の権利内容やその行使を著しく制約するものでないかを確認します。

具体的には、申請会社が申請対象となる普通株以外に種類株を発行している場合には、当該種類株の内容及び普通株主の権利に及ぼすことが想定される影響などを審査し、普通株主の議決権が制限されていないか、普通株主の財産権が毀損されるおそれはないかを確認します。

また、申請会社が買収防衛策を導入している場合には、適法性やいわゆる企業価値基準（企業価値を向上させる買収を排除せず、企業価値を毀損する買収を忌避できるような買収防衛策のあり方）に照らした妥当性を十分に検討のうえ行われていることに加え、投資者保護上の観点から、まず、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないことが求められます。

従いまして、以下に掲げる行為は、株主の権利内容及びその行使が不当に制限される行為に含まれると考えられることから、上場会社として不適格ということになります。

① 随伴性のないライツプランの導入

ライツプランのうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

② デッドハンド型のライツプランの導入

株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動

とすることができないライツプランの導入

③ 拒否権付種類株式の発行

拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（会社の事業目的、拒否権付種類株式の発行目的、権利内容及び割当対象者の属性その他の条件に照らして、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと名証が認める場合を除く。）

さらに、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないことに加え、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第37条各号に掲げる事項を遵守していることが求められます。

① 開示の十分性（第37条第1号）

買収防衛策に関して必要かつ十分な適時開示を行うこと。

② 透明性（第37条第2号）

買収防衛策の発動（買収防衛策の内容を実行することにより、買収の実現を困難にすることをいう。以下同じ。）及び廃止（買収防衛策として発行された新株又は新株予約権を消却する等導入された買収防衛策を取り止めることをいう。）の条件が経営者の恣意的な判断に依存するものでないこと。

③ 流通市場への影響（第37条第3号）

株式の価格形成を著しく不安定にする要因その他投資者に不測の損害を与える要因を含む買収防衛策でないこと。

④ 株主の権利の尊重（第37条第4号）

株主の権利内容及びその行使に配慮した内容の買収防衛策であること。

なお、上記各項目の詳細やその他の留意事項につきましては、名証までお問い合わせ下さい。

(b) 新規上場申請者の企業グループが、経営活動や業績に重大な影響を与える係争又は紛争等を抱えていないこと。

【株券上場審査基準の取扱い5(1)eの(b)】

【審査のポイント】

この基準に基づく審査では、経営活動や業績等に重大な影響を与える可能性のある係争又は紛争の有無を確認します。

申請会社の企業グループが係争又は紛争事件を実際に抱えており、その結果によっては経営活動や業績等に重大な影響を与える場合には、投資対象物件として投資者に提供することは適当でないと考えられます。そのため、当該係争又は紛争事件の内容及び業績等に与える影響等について確認を行うこととなります。

(c) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。

【株券上場審査基準の取扱い5(1)eの(c)】

【審査のポイント】

申請会社の企業グループの主要な事業活動において、許認可等を必要とする場合、当該許認可等を継続して更新できる状況にあるか等について審査を行います。

ここでの「主要な事業活動の前提となる事項」とは、「主要な業務又は製商品に係る許可、認可、免許若しくは登録又は販売代理店契約若しくは生産委託契約」のことを指します。

企業グループの主要な事業活動が、行政等による許可、認可、免許等を必要とする業態であり、それらが取り消された場合、事業活動が立ち行かなくなることが考えられます。また、主要な製商品の販売において販売代理店契約を締結している場合やファブレス企業に見られるように、企業と協力工場が生産委託契約を締結している場合、その生産委託契約が解約されると事業活動の継続に支障が生じることが考えられます。

そのような観点から、許認可等が更新できなくなる要因が発生していないことを確認していくこととなります。

加えて、主要な事業活動の前提となる事項については、申請会社より新たに以下に掲げる事項を記載した書面をご提出いただき、その内容を確認していくこととなります。

- ・ 申請会社の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項
- ・ 許認可等の有効期間その他期限が法令、契約等により定められている場合には、当該期限
- ・ 免許等の取消し、解約その他の事由が法令、契約等により定められている場合には当該事由
- ・ 申請会社の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生していない旨及び当該要因が発生した場合に事業活動に重大な影響を及ぼす旨

なお、主要な事業活動の前提となる事項が存在しない場合は、その旨を記載していただくこととなります。

(d) 新規上場申請者の企業グループが反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し、当該関与の防止に努めていること及びその実態が公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

【株券上場審査基準の取扱い5(1)eの(d)】

【審査のポイント】

暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者（以下「暴力団等」といいます。）などの反社会的勢力が申請会社の経営活動に関与している場合、当該申請会社は上場物件として不適当と考えられます。

この場合の関与とは、申請会社の企業グループの経営活動や意思決定に反社会的勢力が直接関与している場合に限りません。すなわち、申請会社、申請会社の特別利害関係者又は主な株主及び取引先等が反社会的勢力である場合だけではなく、例えば、申請会社、申請会社の特別利害関係者又は主な株主及び取引先等が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは関与している場合、申請会社、申請会社の特別利害関係者又は主な株主及び取引先等が意図して反社会的勢力と交流を持っている場合などについても、上場物件としては不適当と考えられます。

この反社会的勢力との関与の確認に際しては、申請会社作成の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」等（以下「確認書」といいます。）に基づいて確認することとなり、確認書の様式において一律の確認範囲を明示しています。なお、これは確認書の一律の確認範囲外を審査上の対象外とするものではなく、審査の中では、定性的な影響度も踏まえたうえで追加での確認を行う可能性もあります。

申請会社においては、これら反社会的勢力の経営活動への関与を防止するため、特別利害関係者や主な株主及び取引先等、その他経営活動を行うにあたっての関係者の状況を定期的に把握し、また、新たな関係を構築する場合には適切な確認を行うとともに、問題発生時の対処方法を明確とするなど、申請会社が自ら反社会的勢力を排除するために必要な体制整備を図る必要があります。体制整備にあたっては、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）等を踏まえて検討することが望まれます。

当該項目の審査においては、上記の考え方を踏まえ、申請会社の反社会的勢力排除のための体制を確認するとともに、その実態（申請会社の経営活動への関与の有無等）が公益又は投資者保護の観点から適切であるかを確認することとなります。

なお、近年、暴力団等と密接な関係を有しその活動に協力している者などを介在させ、申請会社への関与を図る暴力団等が存在すると言われていることから、こうした関係について懸念される者が申請会社に関与している場合についても、極めて慎重に審査を行うこととなります。

(e) その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

【株券上場審査基準の取扱い5(1)eの(e)】

【審査のポイント】

申請会社の事業目的や事業内容が公序良俗に反する場合または法律等に違反する場合あるいはそのおそれがある場合は、投資対象物件として投資者に提供することは適当でないと考えられます。

この他、必要に応じて公益または投資者保護の観点から必要と認められる事項について確認を行うこととなります。

また、再建計画の遂行途上にある会社から上場申請が行われる場合には、当該計画の定めによる株主の権利の制約、経営管理組織の整備・運用状況等が投資者保護上問題ないかどうかを含め審査を行うこととなります。

申請会社は、新たに金融商品市場に参加する者として、その健全な発展に寄与する行動をとることが適切と考えられます。よって、例えば、申請会社が組織的に金融商品取引法に違反する行為を行っている場合などでは、上場物件としては不適当と考えられます。

○ 親会社等を有している場合

申請会社が親会社等*を有している場合には、次の基準に適合しているかどうかを審査します。

※「親会社等」とは、申請会社の親会社、財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社又はその親会社をいいます。ただし、上場前の公募又は売出し等により上場後最初に終了する事業年度の末日までに「親会社等」を有しないこととなる見込みのある場合は除きます。

(1) 親会社等からの独立性

申請会社が「親会社等」を有している場合（いわゆる「子会社上場」に該当する場合）、親会社等と申請会社の少数株主との間には潜在的な利益相反の関係があると考えられます。

そこで、申請会社の上場にあたって申請会社の少数株主の権利や利益が損なわれないことが求められる等の理由から、次の基準に適合していることを確認します。

「子会社上場」は上場後も親会社等が申請会社株式の議決権の大きな割合を保有している点、親会社等の役員と申請会社の役職員との兼職が行われることが多い点などから、申請会社自身が独自の意思決定を行いつらい状況にあります。本来は、上場会社のガバナンス上、特定の親会社等が大きな影響力を持つのは望ましいものではなく、将来的には親会社等による出資比率を下げる、親会社等の役員と兼職をする役員を減らすなどの対応を図り、申請会社が独自の経営を行えるような形態に移行していくことが望ましいと考えられます。

なお、そもそも親会社と実質的に一体の子会社、若しくは中核的な子会社（親会社グループの企業価値の相当部分を占めるような子会社）の上場は、金融商品市場において実質的には新しい投資物件であるとは言えず、また、上場している親会社が企業グループの中核事業を担う子会社を上場させて、新規公開に伴う利得を二重に得ようとしているものではないかと考えられることから、審査において慎重に対応することとしています。

新規上場申請者が親会社等を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、次のイからハまでに掲げる事項その他の事項から、新規上場申請者の企業グループの経営活動が当該親会社等からの独立性を有する状況にあると認められること。

イ 新規上場申請者の企業グループの事業内容と親会社等の企業グループの事業内容の関連性、親会社等の企業グループからの事業調整の状況及びその可能性その他の事項を踏まえ、事実上、当該親会社等の一事業部門と認められる状況にないこと。

ロ 新規上場申請者の企業グループ又は親会社等の企業グループが、原則として通常取引の条件と著しく異なる条件での取引等、当該親会社等又は当該新規上場申請者の企業グループの不利益となる取引行為を強制又は誘引していないこと。

ハ 新規上場申請者の企業グループの出向者の受入れ状況が、親会社等に過度に依存しておらず、継続的な経営活動を阻害するものでないと認められること。

【株券上場審査基準の取扱い5(1)cの(c)】

【審査のポイント】

イの基準に基づく審査では、申請会社が親会社等における「一事業部門」であるか否かについては、次のような点を確認し、申請会社が独自に事業活動を行う機能を有しているか、親会社等から自由な事業活動や経営判断を阻害されておらず近い将来においても阻害されるおそれがないか判断することになります。

- ・ 申請会社の役員の親会社等の企業グループの役職員との兼任の状況が、申請会社自らの意思決定を阻害するものとなっていないか
- ・ 申請会社の日常の業務運営が申請会社自らの意思決定により行われており、親会社等からの指示のみで事業活動が行われていないか
- ・ 業務上の意思決定について、事前に親会社等からの承認を求められるような規定が存在していないか
- ・ 申請会社が製品に関する市場調査、開発、企画、立案等を行うなど、独自の開発力、技術力、ノウハウ等を有しているか[※]
- ・ 価格交渉、新規顧客開拓、既存顧客に対する拡販活動、等の営業活動を自らが行っているか[※]

※ セントレックスの対象が、成長が期待される新興企業が中心であることを鑑み、親会社等に対する過度な依存でなければ「支援目的」として認められる場合があります。

なお、親会社等の企業グループの中に、申請会社の事業内容と類似している事業を営んでいる会社が存在する場合は、親会社等が申請会社の利益よりも、グループ全体の利益を優先させようとするために、その支配的立場を利用し、申請会社の事業活動を制限又は調整する可能性が想定されます。この場合には、それぞれの事業内容やその特徴（営業地域、販売先、販売ルートなど）を踏まえたグループにおける各社の位置づけ（競合が発生している場合にはその経緯）、親会社等から独立した経営を行う理由、親会社等による申請会社に対する事業調整の内容などもふまえて、親会社等から不当な事業調整を受けないだけの独立性を有しているかどうか判断することになります。

また、申請会社が親会社等の「一事業部門」である懸念があり、親会社等の申請会社に対する出資比率も高い場合（連結子会社である場合など）においては、親会社等の出資比率の引き下げの方向性についての確認をふまえて、判断することとなります。

ロの基準に基づく審査では、親会社等の意図により申請会社の自由な事業活動を阻害す

るような行為が強制されていないか、お互いがいずれか一方の不利益となる取引を強制・誘引していないかどうか、取引に合理的な理由、必然性があり、親会社等との取引に関して通常の取引と同様の条件で取引が行われているなど取引条件が適正かどうか等を確認し、申請会社と親会社等の取引により申請会社の株主の利益が損なわれている状況にないかを確認することになります。

この「通常の取引と同様の条件」かどうかの確認にあたっては、他の取引との取引条件の比較や、取引条件の設定方法の確認を行うこととなります。例えば、営業取引については「他の一般の取引先との取引条件」との比較を中心に検討を行いますし、資金取引については「市中金利」との比較、債務保証を受けている場合には「保証料の決定方法」などについて確認することとなります。

ただし、「支援目的」で申請会社に有利な条件で取引を行っている場合は、セントレックスの対象が、成長が期待される新興企業が中心であることを鑑み、取引の内容を投資者に適切に開示していただくことで、例外として認められる場合があります。

ハの基準に基づく審査では、申請会社の企業グループが親会社等の企業グループから独立して事業活動を行う上で必要な人員を確保できる状況にあるかどうかを確認します。

申請会社の企業グループが親会社等の企業グループから出向者を受け入れている場合、出向者の配置状況等から申請会社の企業グループの経営の独立性が阻害されていないかを確認します。独立性の観点で親会社等からの影響を受けやすい部門を管掌する役員及び部門長に出向者が配置されている場合などは、親会社等からの独立性の観点で問題があるものと考えられます。ただし、経営方針の決定や親会社等との取引に関係のない部門を管掌する役員及び部門長に出向者が配置されているケースについては、支配力に与える影響を考慮したうえで認められるものと判断することもあります。

また、出向契約が解消された場合に代替要員の確保が可能であるなど、親会社等からの出向者の状況が申請会社の企業グループの事業の継続に影響を与えないことも重要です。出向者が有する専門知識やノウハウに依存しており、代替性のない場合は、継続性に支障を来す可能性が高いと考えられますが、外部登用や内部昇格等により、代替要員を確保できる見込みが確認されれば、継続性の有無に影響を与えないものと判断することもあります。

(2) 親会社等の開示の有効性

申請会社が「親会社等」を有している場合には、上場後も出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、申請会社の事業活動の多くの面で親会社等からの影響を受けることが考えられ、申請会社に投資する投資者にとっては、申請会社に係る企業内容等の情報はもとより、親会社等の情報についても投資判断を行ううえで有用な判断材料となります。

そこで、申請会社の上場にあたって親会社等に対し一定の情報開示を求めるため、次の基準に適合していることを確認します。

新規上場申請者が親会社等を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、親会社等の開示が有効であるものとして、次のイ又はロのいずれかに該当すること。ただし、新規上場申請者と当該親会社等との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社等による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかな場合は、この限りでない。

イ 新規上場申請者の親会社等（親会社等に該当する会社が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいう。以下このイ及びロにおいて同じ。）が発行する株券等が国内の金融商品取引所に上場されていること（当該親会社等が発行する株券等が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社等又は当該外国金融商品取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。）。

ロ 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等（前イに適合する親会社等を除く。）に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、新規上場申請者が、当該会社情報のうち新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適切に開示することに当該親会社等が同意することについて書面により確約すること。

【株券上場審査基準の取扱い5(1)bの(d)】

【審査のポイント】

この基準に基づく審査では、親会社等が上場会社であるか、又は申請会社が親会社等の会社情報のうち申請会社の経営に重大な影響を与えるものを適切に開示することができるかを確認します。

具体的には、親会社等が上場会社でない場合には、継続開示会社であるか、もしくは親会社等の事業年度若しくは中間会計期間（当該親会社等が四半期財務諸表提出会社である場合には、四半期累計期間）又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間（当該親会社等が四半期連結財務諸表提出会社である場合には、四半期連結累計期間）に係る直前の決算

の内容を記載した書面を上場申請時に名証に提出することが必要となります。

また、申請会社が親会社等の会社情報のうち、名証の定めるものの開示を行うことについて当該親会社等が同意することについて書面により確約することも必要です。ただし、申請会社と親会社等の事業上の関連が希薄で、その所有目的が申請会社の投資育成である場合には、この基準の適用はありません。

なお、親会社、支配株主[※]（親会社を除く。）又はその他の関係会社（以下「支配株主等」といいます。）を有する申請会社は、上場申請時に、「支配株主等に関する事項」を提出していただきます。

※「支配株主」とは、財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社、又は自己の計算において所有している議決権と次の①及び②に掲げるものが所有している議決権とを合わせて、申請会社の議決権の過半数を占めている主要株主をいいます。

- ① 当該主要株主の近親者（二親等内の親族をいいます。）
- ② 当該主要株主及び①に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる企業体をいいます。）及び当該会社等の子会社